

報道発表資料
(教育同時)



「源氏物語車争図屏風」(右隻)

令和6年3月22日
京都市文化市民局
(歴史資料館 075-241-4312)

京都市歴史資料館 特別展「京都と源氏物語～受け継がれし物語～」及び関連イベントの開催

京都市歴史資料館では、特別展「京都と源氏物語～受け継がれし物語～」及び関連イベントを開催します。

本展では、千年以上も人々から愛され、受け継がれてきた『源氏物語』について、当館所蔵に加え他館資料も併せて紹介するとともに、関連イベントとして『源氏物語』をテーマとした講演会やギャラリートークを実施します。

1 特別展「京都と源氏物語～受け継がれし物語～」

(1) 日 時

令和6年4月3日(水)～令和6年6月23日(日)

午前9時～午後5時

※ 月曜日、祝休日は休館いたします。

※ 会期中、一部展示替えを行います。

(2) 会 場 京都市歴史資料館 1階展示室(〒602-0867京都市上京区寺町通丸太町上る)

(3) 入館料 無料

(4) 内 容

本展では、『源氏物語』が生まれた平安王朝の時代を出土遺物によって再現しました。さらに、『源氏物語』の本文だけでなく研究に基づいた典籍類、物語の世界を具現化し華麗に描いた屏風や、文化的な交流を記した書状から年中行事の摺物まで、後世の京都に遺る『源氏物語』ゆかりの資料を紹介します。

(主な展示品)

- ・源氏物語車争図屏風(当館所蔵)・『源氏物語』写本(当館所蔵)
- ・亀岡市篠王子瓦窯出土品(同志社大学歴史資料館所蔵)
- ・平安京右京三条一坊六町「西三条第(藤原良相邸)」出土品(京都市所蔵)
- ・中務省跡、右京職跡、冷泉院跡、西市外町および隣接地出土品(京都市埋蔵文化財研究所所蔵)

(5) ギャラリートーク

① 令和6年4月17日(水) 午後2時から

② 令和6年5月19日(日) 午後2時から

③ 令和6年6月12日(水) 午後2時から

※ いずれも所要時間は40分程度。参加費及び申込みは不要です。

(6) 歴史講座「京都と源氏物語～受け継がれし物語～」

講 師：吉住 恭子（歴史資料館 歴史調査員）

日 時：令和6年5月22日（水）午後6時～午後7時30分

場 所：歴史資料館 第1展示室

定 員：40名（事前申込制、多数抽選）

対 象：京都市内在住又は通勤通学の方、未就学児不可

参加費：無料

申 込：「3 イベントの申込方法」参照

2 井上満郎館長による特別講演会

(1) 演 題 「紫式部とその時代-『源氏物語』の背後世界-

(2) 日 時 令和6年6月2日（日）午前10時開始（1時間30分程度）

※ 開場は午前9時30分から

(3) 会 場 職員会館かもがわ 大会議室

（〒604-0901 京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284）

(4) 内 容 紫式部と『源氏物語』について、時代背景を探りながら分かりやすく解説。

(5) 定 員 60名（事前申込制、多数抽選）

(6) 対 象 京都市内在住又は通勤通学の方、未就学児不可

(7) 参加費 1人1,000円

(8) 申 込 「3 イベントの申込方法」参照

3 イベントの申込方法

以下の期間までに、電話、FAX、電子メール、いずれかの方法で、京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）へお申込みください。

お申込みの際には、「催し名、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、同伴者の人数（同伴は1名まで）」をお伝えください。後日、当選者のみ連絡ハガキを送付します。

[申込期間]

① 歴史講座「京都と源氏物語～受け継がれし物語～」

令和6年4月 9日（火）～令和6年5月 7日（火）

② 井上満郎館長による特別講演会「紫式部とその時代-『源氏物語』の背後世界-

令和6年4月16日（火）～令和6年5月14日（火）

[京都いつでもコール]

電 話 075-661-3755（みなここ）

FAX 075-661-5855（ごようはここ）

メールフォーム <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

※ 電話、FAXいずれも年中無休 午前8時～午後9時

※ お電話の際はお掛け間違いに御注意ください。

4 お問い合わせ 京都市歴史資料館
TEL075-241-4312／FAX075-241-4012

5 その他

Facebook、X（旧 Twitter）でも展覧会の見どころやイベント情報等を随時、発信しています。

Facebook <https://m.facebook.com/京都市歴史資料館-106755697953072>

X（旧 Twitter） https://twitter.com/kyoto_rekishi

※ 上記のイベントの実施に係る令和6年度予算については、3月市会において審議され、議決をもって確定することになります。